

住まいの耐震化や ブロック塀改善などの費用を補助します

問合せ 建築課（8階）
☎(20)1588 FAX(20)1606

◆受付期間 4月15日☎～12月26日☎（土日・休日を除く）
※いずれも契約の前にお申し込みください。

木造住宅の耐震診断費・耐震改修工事費の補助金

市では、木造住宅の耐震化を促進するために、木造住宅の耐震診断費、耐震改修工事費の一部を補助します。

◆対象者 市内にある木造2階以下の一戸建ての住宅（店舗等の用途として使用する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む）で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを所有している方

補助制度	居住要件	補助金額	対象件数 (予算の範囲内)	備考
耐震診断費	なし	上限12万円	3件	—
耐震改修費	あり	上限120万円 ※耐震設計、改修、工事監理の合計額の80%で最大100万円 ※耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事で最大20万円	3件	対象住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるものと判定されたものに限る

危険ブロック塀等改善補助金

市では、危険ブロック塀等の通行人への安全性を高めるため、避難路に面する危険ブロック塀等の撤去およびブロック塀等の撤去と同時に行う新設工事費の一部を補助します。

- ◆対象者 対象の塀を所有または管理している方
- ◆対象の塀 避難路に面した高さ1.2mを超える危険なブロック塀等
- ◆対象工事 対象の塀の撤去工事および撤去と同時に行う新設工事（その他条件あり）
- ◆補助金額 上限8万円（撤去工事4万円、新設工事4万円）
※撤去工事は要件により4万円加算あり
- ◆対象件数 2件（予算の範囲内）

補助内容	対象工事等	補助金額
ごみ集積所や ごみ集積箱の整備	・新設や修繕の工事 ・既製品の集積箱の購入や修繕 ・自治会等による自主製作や修繕（原材料費のみ）	対象経費の2分の1 (上限5万円)
ごみ散乱防止用ネットの購入		対象経費の2分の1 (上限5千円)

※収集を実施または予定している集積所が対象です

◆対象
・自治会
・ごみ集積所を管理するため
に市民により組織化されて
いる自主的団体

ごみ集積所の新設や修理、ネット等の
購入費用を補助します

- ◆対象外となるもの
- ・申請前に工事・購入した費用
 - ・用地の取得または賃貸に係る費用
 - ・既存の集積所を移設・撤去・処分する費用
 - ・集合住宅等の建築または開発行為等に伴い事業者等が整備するもの

◆申請期限
予算額に達するまで（申請順）

※工事や購入前に環境保全課
に申請が必要です。



問合せ
環境保全課（6階）
☎(20)1504 FAX(20)1604